別表第三

名称	所在地
［略］	［略］
大阪ＹＭＣＡ国際専門学校	大阪府
大原簿記法律専門学校難波校	大阪府
［略］	［略］

別表第四

名称	所在地
［略］	［略］
代々木アニメーション学院大阪校・アニメーター科、同・マンガ科、同・イラスト科、同・アニメ監督・演出科	大阪府
バンタンゲームアカデミー大阪校・２年制ゲームプログラマー専攻、同・２年制ゲームグラフィッカー専攻、同・２年制キャラクターデザイナー専攻、同・３年制ゲームプログラマー専攻、同・３年制ゲームグラフィッカー専攻、同・３年制キャラクターデザイナー専攻、同・４年制ゲームプログラマー専攻（大学部）、同・４年制ゲームグラフィッカー専攻（大学部）	大阪府
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

○法務省告示第四十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定による認証紛争解決事業者の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年五月十二日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人日本企業再建研究会

東京都港区西新橋一丁目五番十一号第十一東洋海事ビル九階

解散年月日

令和六年十二月十一日

別表第三

名称	所在地
［同上］	［同上］
大阪ＹＭＣＡ国際専門学校	大阪府
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

別表第四

名称	所在地
［同上］	［同上］
代々木アニメーション学院大阪校・アニメーター科、同・マンガ科、同・イラスト科、同・アニメ監督・演出科	大阪府
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
	後別	
徳島県美馬郡つるぎ町半田字松生一九八番一地先から同町半田字松生二六九番一まで	前	二六・九九～三〇・九三メートル
	後	一八・四四～二六・九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
	後別	
北海道勇払郡安平町遠浅七一三番三四から同町遠浅七一三番一〇六地先まで	前	一八・〇〇～二二・〇〇メートル
	後	一八・〇〇～四〇・二六キロメートル〇・〇六二

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

国会事項

参議院

議事日程　第十一号

令和八年五月八日（金曜日）

午前十時　本会議

議案付託

第一　国家情報会議設置法案（趣旨説明）

五月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国家情報会議設置法案（閣法第二四号）

内閣委員会に付託

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は五月一日ベトナム国及びオーストラリア国へ出張のため出発した。

○総務大臣臨時代理

国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）

総務大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○農林水産大臣臨時代理解職

同　金子　恭之

農林水産大臣鈴木憲和帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上五月一日）